第七十三条第一項第三号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「及び当該申告書を提出した事由」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第八十三条第二項（二以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者に係る配偶者控除等の特例）又は第八十四条第二項（二以上の居住者の扶養親族に該当する者に係る扶養控除の特例）」を「第八十五条第四項又は第五項（扶養親族等の判定の時期等）」に、「扶養親族にのみ」を「控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）にのみ」に、「扶養親族と」を「控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族と」に、「当該他の居住者」を「申告者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）のうちに障害者がある場合には、その扶養親族の住所（国内に住所がない場合には、居所）及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額

第七十四条第一項第三号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第七十五条第四号中「生命保険料（」を「新生命保険料（」に、「生命保険料」を「新生命保険料」に改め、同号ヘ中「生命保険料」を「新生命保険料」に改め、同条第七号を同条第十号とし、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号中「第七十六条第二項」を「第七十六条第三項」に、「個人年金保険料」を「新個人年金保険料」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第七十六条第三項に規定する旧個人年金保険料（以下この号において「旧個人年金保険料」という。）については、次に掲げる事項

イ　前号イからハまでに掲げる事項

ロ　その年中に支払つた旧個人年金保険料の金額及びその支払の相手方の名称

第七十五条第四号の次に次の二号を加える。

五　法第七十六条第一項に規定する旧生命保険料（以下この号において「旧生命保険料」という。）については、次に掲げる事項

イ　前号イからホまでに掲げる事項

ロ　その年中に支払つた旧生命保険料の金額及びその支払の相手方の名称

六　法第七十六条第二項に規定する介護医療保険料（以下この号において「介護医療保険料」という。）については、次に掲げる事項

イ　保険契約者又は共済契約者の氏名

ロ　保険金、年金又は共済金の受取人の氏名及び申告者との続柄

ハ　保険、年金又は共済の種類

ニ　保険金の額、年金額又は共済金の額

ホ　保険期間又は共済期間

ヘ　その年中に支払つた介護医療保険料の金額及びその支払の相手方の名称

第七十六条を次のように改める。

（保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項）

第七十六条　令第三百十九条第三号（保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する財務省令で定める事項は、法第百九十六条第一項第三号（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する新生命保険料に係る法第七十六条第五項（生命保険料控除）に規定する新生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及び当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する新生命保険料に該当する旨とする。

2　令第三百十九条第四号に規定する財務省令で定める事項は、法第百九十六条第一項第三号に規定する旧生命保険料に係る法第七十六条第六項に規定する旧生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及び当該旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する旧生命保険料に該当する旨とする。

3　令第三百十九条第五号に規定する財務省令で定める事項は、法第百九十六条第一項第三号に規定する介護医療保険料に係る法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等の保険契約者又は共済契約者の氏名及び当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第二項に規定する介護医療保険料に該当する旨とする。

4　令第三百十九条第六号に規定する財務省令で定める事項は、法第百九十六条第一項第三号に規定する新個人年金保険料に係る法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、当該年金の支払開始日及び支払期間並びに当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込期間及び当該保険料又は掛金が同条第三項に規定する新個人年金保険料に該当する旨とする。

5　令第三百十九条第七号に規定する財務省令で定める事項は、法第百九十六条第一項第三号に規定する旧個人年金保険料に係る法第七十六条第九項に規定する旧個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、当該年金の支払開始日及び支払期間並びに当該旧個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込期間及び当該保険料又は掛金が同条第三項に規定する旧個人年金保険料に該当する旨とする。

6　令第三百十九条第八号に規定する財務省令で定める事項は、法第百九十六条第一項第三号に規定する地震保険料に係る法第七十七条第二項（地震保険料控除）に規定する損害保険契約等の保険契約者又は共済契約者の氏名、保険又は共済の種類及びその目的並びに当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する地震保険料に該当する旨とする。

第七十七条の三第一項第三号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第八十三条第二項（二以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者に係る配偶者控除等の特例）又は第八十四条第二項（二以上の居住者の扶養親族に該当する者に係る扶養控除の特例）」を「第八十五条第四項又は第五項（扶養親族等の判定の時期等）」に、「扶養親族にのみ」を「控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）にのみ」に、「扶養親族と」を「控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族と」に、「当該他の居住者」を「申告者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）のうちに障害者がある場合には、その扶養親族の住所（国内に住所がない場合には、居所）及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額

第八十一条の三十六第四項から第九項までの規定中「商品取引員等」を「商品先物取引業者等」に改める。

第八十三条第二項第五号中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第八十八条の見出しを「（保険等代理報酬の支払調書）」に改め、同条第一項中「又は損害保険契約」を「（法第二百二十五条第一項第四号（支払調書）に規定する生命保険契約をいう。）、損害保険契約（同項第五号に規定する損害保険契約をいう。）その他これらに類する共済に係る契約」に、「法第二百二十五条第一項第六号（保険代理報酬の支払調書）」を「同項第六号」に改める。

第九十条の五中「商品取引員等」を「商品先物取引業者等」に改め、同条第一号中「商品先物取引（」を「商品先物取引等（」に改め、「規定する商品先物取引」の下に「若しくは外国商品市場取引又は同項第三号に規定する店頭商品デリバティブ取引」を加え、同号イ中「商品先物取引」を「商品先物取引等」に改め、同号ロ中「商品先物取引」を「商品先物取引等」に、「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同号ハからホまでの規定中「商品先物取引」を「商品先物取引等」に改め、同条第二号中「第二百二十四条の五第一項第三号」を「第二百二十四条の五第一項第四号」に改め、「規定する市場デリバティブ取引」の下に「若しくは外国市場デリバティブ取引」を加え、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第三号中「第二百二十四条の五第一項第五号」を「第二百二十四条の五第一項第六号」に改める。

第九十三条第一項第三号中「扶養控除等申告書」の下に「（法第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。第七号及び次項第三号において同じ。）」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　第三号の給与等から控除される法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料の金額及び法第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額